

番 号 : 150572

国 名 : エクアドル

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名 : チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト (生活環境改善)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 生活環境改善
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年9月上旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 2.50M/M、合計 3.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次現地派遣期間	国内作業期間	第2次現地派遣期間
4日	45日	2日	30日
整理期間			
4日			

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月12日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	生活改善に係る各種業務
対象国/類似地域	エクアドル/中南米地域全世界(本邦含む。)
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

エクアドル国チンボラソ県は、人口約40万人のシエラ（山岳）地域のほぼ中央に位置する地方県である。同県は、主要な生計手段である農業所得の低さに加え、質の低い教育・医療・基礎インフラによる劣悪な生活環境及び自然資源の劣化（森林破壊による流域荒廃、土壌侵食など）に起因して、シエラ地域10県の中でも深刻な貧困問題を抱えている。

これらの複合的な問題を解決するためには、多分野に及ぶ総合開発の観点から中長期的な開発戦略の策定が必要である。そこで、JICAは貧困削減に向けた参加型の持続的総合農村開発の実施体制が整備されることを目標とした、「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト」を2009年2月から2011年8月まで実施した。これにより、「チンボラソ県持続的総合農村開発戦略」の策定及び同戦略に基づいた開発計画の策定を行った。

このプロジェクトの実施を通じて、①本戦略を持続的に実施に移すために、各集落のレベルで住民の直面する課題を的確に把握し、上記戦略の枠組みに沿ってこれに対応する計画を策定・実施する必要があること、②①と併せて住民の主体性の形成と自助努力による生活環境の改善や収入の向上、テリトリアル計画などの行政が推進する参加型開発への理解・協力を促進する必要があること、及び③総合的な開発戦略を適切に実施するために、複数のセクターにまたがる関係行政機関の連携・調整による実施体制の強化と、課題分析・計画策定・計画実施に係る関係組織の能力を向上させる必要性があることが、新たな課題として認識されるに至った。

こうした背景のもと、同国政府は我が国に対して後続プロジェクトの協力を要請し、2012年3月から2017年3月までの5年間の予定で、チンボラソ県政府、農牧漁業省、環境省、教育省、保健省をカウンターパート（以下、C/P）機関として、住民の生計向上及び生活環境の改善に向けた開発事業の実施基盤の整備を目的とした「チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施中である。

本プロジェクトでは、これまで、チーフアドバイザー／持続的農村開発、業務調整／参加型開発及び農産物流通／収入源創出の3名の長期専門家並びに持続的農業技術普及、水土保持の2名の短期専門家が派遣され、選定された30集落においてコミュニティプロジェクト[※]が実施されている。その過程で、同県農村部全体に適用できる「生計の向上」及び「生活環境の改善」に資する手法・手順の確立や有用技術パッケージの開発が進められている。「生活環境の改善」については、「生活環境」を「保健衛生」、「食生活」及び「住環境」を示すものとして整理され、これまで同国保健省や教育省とも連携しながら各種研修の実施やマニュアルの整備を行ってきたが、同分野の専門家が派遣されてこなかったため、具体的なコミュニティプロジェクトの実施には至っていなかった。2015年1月から3月の2ヶ月、ようやく本プロジェクトで初めてとなる生活環境改善分野の短期専門家が派遣され、6集落において同分野におけるコミュニティプロジェクトが開始されるとともに、生活改善策普及プログラム（Ver. 1）が策定された。今後は、引き続きこれら6集落で実施されているコミュニティプロジェクトの進捗や成果を検証するとともに、他の集落においても同様のコミュニティプロジェクトを展開する予定である。これらの活動結果を踏まえ、生活改善策普及プログラム（Ver. 1）を見直すとともに、チンボラソ県の他の農村部に、「生活環境改善」に係る活動を展開していくための実施体制を整備していく予定である。

※コミュニティプロジェクトとは、チンボラソ県の全農村部で生計の向上、生活環境改善を進めていくために必要な手法・手順・技術を開発する目的で試行的に実施されている小規模プロジェクトを指す。

7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクト長期専門家、短期専門家（以下、「専門家チーム」）及びC/Pと協力して、担当分野における以下の活動を通じて、エクアドル側C/Pに対し指導・助言することを目的としている。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2015年9月上旬）

①本プロジェクト関係資料（詳細計画策定調査報告書、PDM、プロジェクト実施戦略、月例報告書、研修教材、各専門家の報告書、ベースライン調査報告書等）を確認し、本プロジェ

クトの内容及び進捗状況について把握する。

- ②我が国が中南米諸国において実施した類似プロジェクトでの生活改善に関連する活動について、その内容を把握する。
- ③エクアドル国シエラ地域農村部の生活状況について、既存の文献、資料を分析し把握する。
- ④第1次現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文）に取りまとめ、監督職員に説明を行う。

(2) 第1次現地派遣期間（2015年9月上旬～2015年10月下旬）

- ①現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（西文）に取りまとめ、JICAエクアドル支所、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②C/Pと協力して以下の業務を行う。
 - ア) 2015年初頭に開始された6集落におけるコミュニティプロジェクトの進捗状況や現状を確認し、住民、普及員等に必要な支援を行う。
 - イ) 上記ア)の集落以外に、実証対象地域30集落より、新たに12集落程度を選定し、住民の生活状況について「生活環境改善」（保健衛生・食生活・住環境）の視点から実態を把握する。
 - ウ) 新たに選定された集落に関わる郡・区政府職員や普及員、集落グループに対し「生活改善アプローチ」^{※※}について説明し、同コンセプトについて理解させる。
 - エ) 新たに選定された集落において、ワークショップ形式にて、生活環境改善コミュニティプロジェクトの立案、その実施準備を支援する。
※※「平成23年度プロジェクト研究 途上国開発における生活改善アプローチの適用可能性の検討報告書」(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12182861.pdf>)を参照。
 - オ) 上記ア)～エ)の活動に関連して、生活改善アプローチを用いた「生活環境改善」に係る啓発・研修・普及用教材を制作する。（ポスターなど。既に作成済みの生活改善活動実施ガイドの改訂も含む。）
 - カ) 生活環境改善に係るコミュニティプロジェクトのモニタリング・評価方法を検討し、試行を開始する。
 - キ) 上記ア)～カ)の活動を通じ、必要に応じて、「生活改善策普及プログラム」（Ver.1）を改定する。
 - ク) 現地業務結果報告書（西文）を作成の上、C/P機関、他の専門家及び関係機関が出席する報告会にて、活動の内容と成果を報告する。
- ③現地業務結果報告書（和文(要約版)）を作成の上、JICAエクアドル支所に西文版と併せ提出し、報告する。

(3) 国内作業期間（2015年11月～2016年1月下旬）

- ①帰国後、監督職員に対し、現地業務結果報告書を提出し、第1次現地派遣における業務結果を報告する。
- ②第2次現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文）に取りまとめ、監督職員に説明を行う。

(4) 第2次現地派遣期間（2016年2月上旬～2016年3月上旬）

- ①第2次現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（西文）に取りまとめ、JICAエクアドル支所、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②C/Pと協力して以下の業務を行う。
 - ア) 生活環境改善に係るコミュニティプロジェクトの進捗状況や現状を確認し、必要に応じて住民、普及員等に支援を行う。
 - イ) 上記ア)の状況を踏まえ、必要に応じて、郡・区政府職員や普及員、集落グループに対し、追加的な研修を行う。

- ウ) これまで制作した啓発・研修・普及用教材の最終版を作成する。
 - エ) コミュニティプロジェクトの現状や結果を踏まえて、生活改善策普及プログラム(Ver.1)を改訂し、最終案を作成する(モニタリング・評価方法の設定を含む)。
 - オ) 現地業務結果報告書(西文)を作成の上、C/P機関、他の専門家、関係機関が出席する報告会にて活動の内容と成果について報告を行う。特に、今後エクアドル側で実施・対応すべき内容について提言を行う。
- ③ 現地業務結果報告書を(和文(要約版))を作成の上、JICAエクアドル支所に西文版と併せ提出し、報告する。

(5) 帰国後整理期間(2016年3月上旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
いずれも体裁は簡易製本とし、成果品については電子データも併せて提出する。
なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(派遣ごと)

和文2部: 監督職員JICA1部、エクアドル支所1部

西文6部: エクアドル支所1部、先方実施機関5部

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(派遣ごと)

和文要約版: 監督職員1部、エクアドル支所1部

西文6部: エクアドル支所1部、先方実施機関5部

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 生活環境改善コミュニティプロジェクト進捗状況
- ④ 生活改善策普及プログラム(改訂案、第2次派遣では最終案、モニタリング・評価方法を含む)
- ⑤ 生活改善策普及体制整備に向けた提言(第2次派遣のみ)

(3) 専門家業務完了報告書: 和文3部

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ 残された課題及び当該課題への対応に係る提案
- ⑤ その他、本業務にて作成した発表資料やマニュアル等

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

- ・ 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
- ・ 派遣期間中の滞在先はリオバンバ(Riobamba)となります。
- ・ 航空経路は、成田⇒ヒューストン、アトランタ又はニューヨーク⇒キト⇒成田を標準としますが、より効率的・経済的な経路ある場合には提案してください。

- ・首都キトから専門家居住地のリオバンバ間の移動はプロジェクトチームで手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は、2015年9月上旬～10月下旬及び2016年2月上旬～3月上旬を予定していますが、現地の受入状況により変更の可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る現地専門家チームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー／持続的総合農村開発（長期派遣専門家）
- ・業務調整（長期派遣専門家）
- ・農産物流通／収入源創出（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

専門家チームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
必要があれば手配します。
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし（西語での業務遂行が必須）
- オ) 現地日程のアレンジ
必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/ecuador/001/index.html>)
- ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報）
- ・本プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12068334.pdf>)
- ・「生活環境改善」短期専門家報告書（2014年度）

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②日本における生活改善活動の知見、国内や国外での生活改善活動の実施経験、生活改善普及ツールの制作経験があると望ましい。

③安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAエクアドル支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

④不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上